

# 令和6年度山口県交通安全実施計画

## 目 次

第1 道路交通の安全	1
1 交通安全思想の普及の徹底	1
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	1
ア 幼児に対する交通安全教育の推進	1
イ 小学生に対する交通安全教育の推進	1
ウ 中学生に対する交通安全教育の推進	2
エ 高校生に対する交通安全教育の推進	4
オ 成人に対する交通安全教育の推進	5
カ 高齢者に対する交通安全教育の推進	7
キ 障害者に対する交通安全教育の推進	8
ク 外国人に対する交通安全教育の推進	9
ケ 交通事犯により保護観察に付された者に対する 保護観察の充実	9
(2) 効果的な交通安全教育の推進	9
(3) 普及啓発活動の推進	10
ア 交通安全運動の推進	10
イ 横断歩行者の安全確保	11
ウ 自転車の安全利用の推進	12
エ 後部座席を含めたシートベルトの正しい着用の徹底	14
オ チャイルドシートの正しい使用の徹底	14
カ 反射材用品等の普及促進	15
キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び 広報啓発活動等の推進	15
ク 効果的な広報の実施	16
ケ その他の普及啓発活動の推進	17
(4) 民間団体等の主体的活動の推進	18
ア 民間団体への支援の充実	18
イ 交通ボランティアの養成	18
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	19
2 道路交通環境の整備	20
(1) 生活道路及び通学路等における歩行者優先の 安全・安心な歩行空間の整備	20
ア 生活道路における交通安全対策の推進	20
イ 通学路等における交通安全の確保	20
ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	20
(2) 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	22
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	22
ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	22
イ 事故危険箇所対策の推進	22
ウ 幹線道路における交通規制	22
エ 重大事故の再発防止	22
オ 適切に機能分担された道路網の整備	22

カ	高速自動車道国道等における事故防止対策の推進	2 4
キ	道路の改築等による交通事故対策の推進	2 4
ク	交通安全施設の高度化	2 4
(4)	交通安全施設等の整備事業の推進	2 5
ア	交通安全施設等の戦略的維持管理	2 5
イ	歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	2 5
ウ	幹線道路対策の推進	2 5
エ	交通円滑化対策の推進	2 5
オ	I T S（高度道路交通システム）の推進による安全で 快適な道路交通環境の実現	2 5
カ	道路交通環境整備への住民参加促進	2 5
キ	連絡協議会等の活用	2 5
(5)	高齢者等の移動手段の確保・充実	2 7
(6)	歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進	2 7
(7)	無電柱化の推進	2 8
(8)	効果的な交通規制の推進	2 8
(9)	自転車利用環境の総合的整備	2 8
ア	安全で快適な自転車利用環境の整備	2 8
イ	自転車等の駐車対策の推進	2 8
(10)	I T S（高度道路交通システム）の活用	2 9
ア	道路交通情報通信システムの整備	2 9
イ	新交通管理システムの推進	2 9
ウ	交通事故防止のための運転支援システムの推進	2 9
エ	E T C 2. 0 の展開	3 0
オ	道路運送事業に係る高度情報化の推進	3 0
(11)	交通需要マネジメントの推進	3 0
ア	公共交通機関利用の促進	3 0
イ	貨物自動車利用の効率化	3 0
(12)	災害に備えた道路交通環境の整備	3 1
ア	災害に備えた道路の整備	3 1
イ	災害に強い交通安全施設等の整備	3 1
ウ	災害発生時における交通規制	3 1
エ	災害発生時における情報提供の充実	3 1
(13)	総合的な駐車対策の推進	3 2
ア	きめ細かな駐車規制の推進	3 2
イ	違法駐車対策の推進	3 3
ウ	駐車場等の整備	3 3
エ	違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	3 4
オ	ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	3 4
(14)	道路交通情報の充実	3 5
ア	情報収集・情報体制の充実	3 5
イ	I T S（高度道路交通システム）を活用した 道路情報の高度化	3 5
ウ	分かりやすい道路交通環境の確保	3 5
(15)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	3 6
ア	道路使用及び占用の適正化	3 6
イ	休憩施設等の整備の推進	3 6
ウ	子供の遊び場等の確保	3 6
エ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	3 7
オ	地域に応じた安全の確保	3 7

3 安全運転の確保	3 8
(1) 運転者教育等の充実	3 8
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	3 8
イ 運転者に対する再教育等の充実	3 9
ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習 での再教育	4 0
エ 二輪車安全運転対策の推進	4 0
オ 高齢運転者対策の充実	4 1
カ シートベルト、チャイルドシート及び 乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	4 3
キ 自動車安全運転センターの業務の充実	4 4
ク 自動車運転代行業者の指導育成等	4 4
ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する 適性診断の充実	4 4
コ 危険な運転者の早期排除等	4 5
(2) 運転免許業務の改善	4 5
(3) 安全運転管理の推進	4 6
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	4 6
ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	4 6
イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	4 7
ウ 飲酒運転・迷惑運転等の根絶	4 7
エ I C T (情報通信技術)・新技術を活用した安全 対策の推進	4 8
オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた 事故防止対策	4 8
カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	4 9
キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進	4 9
ク 自動車運送事業安全評価事業の促進等	5 0
(5) 交通労働災害の防止等	5 0
ア 交通労働災害の防止	5 0
イ 運転者の労働条件の適正化等	5 0
(6) 道路交通に関する情報の充実	5 1
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等	5 1
イ 海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策	5 1
ウ 気象情報等の充実	5 1
4 道路交通秩序の維持	5 3
(1) 交通指導取締りの強化等	5 3
ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	5 3
イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等	5 4
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	5 5
(3) 暴走族等対策の推進	5 5
5 車両の安全性の確保	5 6
(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	5 6
(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進	5 7
(3) 自動車アセスメント情報の提供等	5 8
(4) 自動車の検査及び点検整備の充実	5 8
(5) リコール制度の充実・強化	6 0
(6) 自転車の安全性の確保	6 0

6 救助・救急体制の整備	6 1
(1) 救助・救急体制の整備	6 1
(2) 救急医療体制の整備	6 2
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	6 3
7 被害者支援の推進	6 3
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	6 3
(2) 損害賠償の請求に関する援助活動の推進	6 4
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	6 5
8 研究開発の充実	6 6
(1) 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	6 6
(2) 車両の安全に関する研究の推進	6 6
(3) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実	6 6
(4) 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に 関する調査研究	6 7
 第2 鉄道交通の安全	6 7
1 鉄道交通環境の整備	6 7
(1) 鉄道施設等の安全性の確保	6 7
(2) 運転保安設備等の整備	6 7
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	6 8
3 鉄道の安全な運行の確保	6 9
(1) 保安監査の実施	6 9
(2) 運転士の資質の保持	6 9
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	6 9
(4) 気象情報等の充実	6 9
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	7 0
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	7 0
(7) 計画運休への取組	7 1
4 鉄道車両の安全性の確保	7 1
5 救助・救急活動の充実	7 1
6 被害者支援の推進	7 2
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	7 2
 第3 踏切道における交通の安全	7 3
1 踏切道の立体交差化、構造改良の推進及び歩行者等 立体横断施設の整備の促進	7 3
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	7 3
3 踏切道の統廃合の促進	7 4
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	7 4